

熊本県公報

号外 第 3 号
平成 15 年 3 月 14 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例

○熊本県都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	4
○熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(")	5
○風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	(")	5
○熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例	(港 湾 課)	6
○熊本県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例	(")	7
○熊本県砂防指定地管理条例	(砂 防 課)	8
○熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例	(下 水 道 課)	10
○熊本県開発区域の面積の特例を定める条例	(建 築 課)	10
○熊本県建築基準条例の一部を改正する条例	(")	10
○熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	11
○熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	(")	11
○熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例	(高校教育課)	11
○熊本県立学校条例の一部を改正する条例	(")	12
○熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例	(体育保健課)	12

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条1項又は第3項の規定による許可を受けて都市公園を占用するときの使用料の額の改定を行うこととした。（別表第2の3の表関係）
- (2) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。
- (3) 改正後の使用料の額は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとした。

◇熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例

- (1) 球磨郡の上村、免田町、岡原村、須恵村及び深田村の合併に伴い、広告物の表示等についての許可を要する地域を「免田町」から「あさぎり町」に改めることとした。
- (2) 国土交通省設置法の一部改正で、陸運支局と海運支局を統合し運輸支局を置くこととされたため、陸運支局を引用する第6条第2項第6号の規定を整理することとした。
- (3) (2)に伴い、第20条の3第1号の規定を整理することとした。
- (4) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。ただし、(2)及び(3)については、公布の日から施行することとした。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 風致地区内における行為についての許可を要しない機関として定められている第2条第3項第5号の「簡易保険福祉事業団」を「日本郵政公社」に改めることとした。
- (2) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

- (1) 三角港のマリーナ施設の供用開始に伴い、当該施設の使用料を徴収することとし、その額を定めることとした。（別表第1関係）
- (2) 新たに係船専用浮桟橋の使用料を徴収することとし、その額を定めることとした。（別表第1関係）
- (3) 漁船が専ら漁業の用に供するものとして知事が指定した桟橋、浮桟橋又は物揚場（当該漁船の主たる根拠地に存するものに限る。）を使用する場合の使用